

最低賃金引上げの支援策

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**生産性向上に資する設備投資等を行った**中小企業に、設備投資に要した費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象**です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後

【留意事項】

業務改善助成金は、**賃金引上げ日(※)の前日までに、交付申請書等を提出いただき、労働局が受理する必要があります**。また、最低賃金の効力が生じた日以降に賃金の引き上げを行った場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めないため、**10月5日の最低賃金引上げに業務改善助成金をご利用される場合には、早めに交付申請を行ってください。**

※賃金引上げ日とは、賃金規定等の増額を適用した日となり、引上げ後の賃金を実際に支払いする日ではありません。

業務改善助成金

検索



【お問合せ先】
鹿児島労働局 雇用環境・均等室
Tel 099-223-8239

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。**パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象**です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

【留意事項】

キャリアアップ助成金は、**賃金規定等の改定日(※)の前日までに、キャリアアップ計画を提出いただき、労働局が受理する必要があります**。また、最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等の改定を行った場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めないこととなるため、**10月5日の最低賃金引上げにキャリアアップ助成金を御利用される場合には、早めにキャリアアップ計画を提出してください。**

※改定日とは、賃金規定等の増額を適用した日となり、計画期間に含まれている必要があります。

キャリアアップ助成金

検索



【お問合せ先】
鹿児島労働局 職業対策課
Tel 099-219-5101